

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

北九州市小倉北区堅町一丁目六番七号

株式会社Kアド

代表清算人 猪ノ口 彰

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙六二八番地の七
有限会社彼杵屋商店
清算人 桶谷 清洋

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

佐賀県佐賀市久保京町大字下和泉二二六六
合同会社木塚オフィス
代表清算人 木塚 大成

解散公告

当社は、令和八年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

長崎県市戸石町二八二二番地四
有限会社豊栄工業
清算人 藤瀬 正生

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

熊本市中央区新市街一番二八号

合同会社MK

清算人 岩下 道子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

宮崎県宮崎市城ヶ崎一丁目六番地二九

株式会社正英電機工業

代表清算人 宮崎 貴士

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

鹿児島県枕崎市旭町一〇二番地

有限会社三共水産

清算人 立石健太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

沖縄県沖縄市高原四丁目七番一〇号

株式会社テン・クリエイション

代表清算人 有銘 政秀

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

沖縄県宜野湾市喜友名二丁目三一番一〇号

株式会社ヒロシ

カサデセフィロC
代表清算人 金城 宏

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年九月十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

北海道余市郡余市町浜中町二〇五番地三

医療法人社団田中内科医院

清算人 田中 敦子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年七月十八日をもって診療所を廃止したことに伴い、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

横浜県戸塚区吉田町三〇〇〇番地七木村屋

ビル一階

医療法人社団彩清会中島歯科医院

清算人 中島 彩登

解散公告(第二回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

静岡県浜松市中央区入野町六三〇一番地の

一 医療法人社団ふじもと矯正歯科医院

清算人 藤本 雅清

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

長崎県小峰町三番六号

医療法人倉田醫院内科婦人科

清算人 倉田 明彦

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月二十六日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

千葉県浦安市美浜三丁目二六番八号

医療法人社団前田産婦人科医院

清算人 曾根 栄輝

連絡先 千葉市中央区中央三丁目五番一

千葉中央トーセイビル九階 藤井・滝沢綜

合法律事務所

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十二月三十日開催の社員総会決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都豊島区駒込二丁目二番一〇号古川

ビル二階

医療法人社団至仁望信会

清算人 高橋 望

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月七日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

静岡県沼津市西椎路八八番地の

一 医療法人社団きさらぎ会

清算人 甲斐 美咲

解散公告(第三回)

当法人は、令和三年十一月十三日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

愛媛県松山市北条辻三一八番地一

医療法人松木医院

清算人 永井 卓也